

## 第三次・担い手3法の全面施行(R7.12.12)に伴う 県発注工事の対応について(重要なお知らせ)



公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）が改正（R7.12.12施行）されたことに伴い、大分県発注工事における契約段階（入口）の対策として、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

※ 取扱いの詳細につきましては、別途お知らせします。



### 1. 入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化（入契法第12条関係）



【概要】（参照：参考資料P1～6）

- 現在、県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする者は、入札書提出時に「入札金額内訳書」を提出する必要があります。
- 入契法の改正に伴い、『法定福利費の事業主負担分』に加え、新たに『材料費』、『労務費』、『建退共制度の掛金』及び『安全衛生経費』の4項目を「入札金額内訳書」に内訳明示する必要があります。

※ 『法定福利費の事業主負担分』は現在、「入札金額内訳書」の枠外に明示欄を設けています。

【対象】

- 令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う全ての工事から試行運用する予定です。
  - (1) 試行運用の期間は1年間を予定しています。
  - (2) 『材料費』、『労務費』、『法定福利費の事業主負担分』、『建退共制度の掛金』及び『安全衛生経費』の5項目が内訳明示されなかった場合、試行運用の期間は入札無効としません。
  - (3) 随意契約により発注する工事は対象外です。
- 「請負代金内訳書」の提出については、令和9年4月1日以降に契約書を作成する全ての建設工事から契約時に『材料費』、『労務費』、『法定福利費の事業主負担分』、『建退共制度の掛金』及び『安全衛生経費』の5項目の内訳明示が必要になります。

※ 『法定福利費の事業主負担分』は現在、契約約款にて「請負代金内訳書」の必要項目です。



### 2. 公共発注者による労務費ダンピング調査の実施（入契法第13条関係）



【概要】（参照：参考資料P7～10）

- 入契法の改正に伴い、事後審査において、落札候補者に対して「入札金額内訳書」に記載されている「直接工事費」が「一定水準」以上か否かの確認（労務費ダンピング調査）を行います。
- 「一定水準」を下回っている場合、その理由について確認（ヒアリング等）を行います。

※ ヒアリング等の結果、合理的な理由が得られない場合は、建設Gメン（九州地方整備局）に通報を行います。

【対象】

- 令和9年4月1日以降に入札公告を行う総合評価落札方式の工事から試行運用する予定です。また、試行運用後は、入札公告又は指名通知を行う全ての工事が対象となるよう順次拡大します。なお、随意契約により発注する工事は対象外です。